

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)  
 第三百九十二条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人」を「一般社団法人」に改める。

第三十六条第一項第三号口中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第三百九十三条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(社員の代理行為の委任)

第四十六条之二 特許業務法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第五十二条の次に次の四条を加える。

(裁判所による監督)

第五十二条之二 特許業務法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特許業務法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 経済産業大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第五十二条之三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第五十二条之四 特許業務法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第五十二条之五 裁判所は、特許業務法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判所に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、特許業務法人が当該検査役に対して支払つ報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該特許業務法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判所に対しては、即時抗告をすることができる。

第五十五条の見出し中「民法」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改め、同条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条」に、「民法第五十五条並びに会社法」を「同法」に改め、同条第二項中「民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第四十条並びに」を削り、同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする。

第六十三条の次に次の一項を加える。

4 役員は、会則又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第七十三条を次のように改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第七十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、弁理士会について準用する。

(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正)  
 第三百九十四条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第三十八条を次のように改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第七十五条第一項中「民法第三十四条の規定により設立された法人その他」を削る。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)

第三百九十五条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他」を削る。

第二百五条及び第百四十四条中「民法第三十四条の規定により設立された法人その他」を削る。

(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第三百九十六条 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中「主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を「二週間以内に、組合の主たる事務所の所在地において」に改める。

第五十八条及び第五十九条を次のように改める。

(変更の登記)

第五十八条 組合において前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第五十九条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十七条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第六十条を削る。

第六十一条中「主たる事務所及び従たる」を「その主たる」に改め、同条を第六十条とする。

第六十二条中「組合」を「第三十七条の規定により組合」に、「主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条を第六十一条とする。

第六十三条第一項中「主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第二項中「主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第三項中「第六十条」を「第五十八条」に、「第六十一条」を「について、第六十条」に改め、「ついで」の下に「それぞれ」を加え、同条を第六十二条とする。

第六十四条中「組合の」を削り、「主たる」を「二週間以内に、その主たる」に改め、「は二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削り、同条を第六十三条とし、同条の次に次の三条を加える。

(従たる事務所の所在地における登記)

第六十四条 従たる事務所を設けたとき(当該従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く)は、当該従たる事務所を設けた日から三週間以内に、その所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。